



令和元年 10 月 16 日
自動車局技術政策課

後付け急発進等抑制装置の先行個別認定を開始します

～ペダル踏み間違い時加速抑制装置を国が認定します～

後付けの急発進等抑制装置（いわゆる「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」）について、申請に基づき、技術的な調査・確認を行い、一定の機能等を有すると認められるものについて、国が認定を行うとともに使用上の注意点について広く情報提供を行います。

6月18日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」でとりまとめられた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」において、「既販車への後付け安全運転支援装置の性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討すること」等とされたことを踏まえ、後付けの急発進等抑制装置の性能認定制度について、年度内に認定基準等を整備すべく検討を進めています。

一方で、この間にも様々な製品の装着・販売が進んでおり、消費者が正しく理解した上で適切に選択し使用していくためには、情報提供の充実が重要であることから、市販されている後付けの急発進等抑制装置について、申請に基づき技術的な調査・確認を行い、一定の機能等を有すると認められるものについて、国が認定するとともに使用上の注意点について広く情報提供を行う、「先行個別認定」を実施することとしました。

先行個別認定の概要は以下のとおりです。

（１） 申請の対象者

- 急発進等抑制装置の製造者
- 急発進等抑制装置の製造者との契約に基づき当該装置の販売を行う者であって製造者から当該装置の申請に必要な情報の提供を受けられることができる者

（２） 対象装置

- 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置
- ペダル踏み間違い急発進等抑制装置
- ペダル踏み間違い防止装置

（３） 認定要件の概要

別紙参照

（４） 申請方法

- （１）受付期間
令和元年 10 月 16 日（水）から令和元年 11 月 5 日（火）
- （２）申請受付場所
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会（調査部）
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5 号 全日本トラック総合会館 8 階
申請に関する問合せ先：03-6836-1202
- （３）申請受付方法：
 - 申請受付場所へ郵送（令和元年 11 月 5 日（火）必着）
 - 持ち込み（持ち込み時間は平日の 10 時～17 時（12 時～13 時は除く））

（５） 認定結果の公表

12 月中旬に認定対象装置を選定し、その結果を国土交通省 HP において公表予定
認定要領（本文）：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000315.html

【問い合わせ先】

（申請についての問い合わせは上記の日本自動車輸送技術協会へお願いします）
自動車局 技術政策課 小磯、玉屋、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639